

自治体の環境会計の現状と課題

石津 寿 恵 (北星学園大学)

はじめに

わが国における企業の環境会計は、環境庁（現環境省）が『環境会計ガイドライン』（以下、ガイドラインという）を公表して以来¹⁾、急速に普及・発展し、2002年においては上場企業の内の約4社に1社が導入している（環境省,2002a,p.70）。しかし、環境保全対策を講じる有力な主体である地方自治体（以下、自治体という）において、環境会計を導入する例は限られている。本稿は、企業とは異なる発展をしつつある自治体の環境会計について、その現状や方向性等について検討しようとするものである。

第1節 自治体における環境会計を検討する必要性

(1) 環境保全に関する自治体の役割と環境責任

地球環境の保全は、あらゆる主体の協働の上に成り立つものである。確かに、企業は地球環境保全に大きな役割を果たしている。しかし例えば、京都議定書における温室効果ガスの排出量削減目標（1990年を基準年として2012年までに6%削減）の達成について見ても、2000年における産業部門からのCO₂排出量は0.8%の増加と健闘しているのに比べて、運輸部門は23.0%、民生（業務）部門は20.1%、民生（家庭）部門は15.0%も増加している（環境省b,2002,p.98）。つまり、温暖化対策のみを見た場合でも、企業のための環境保全対策ではなく様々な主体による対策の推進が不可欠である。こういった中で、地域の環境全体に責任を持ち、多くの環境施策を講じている自治体が、環境保全のために果たす役割は大きい。

また自治体は、「地方自治法」第1条の2において「住民の福祉の増進を図ることを基本」とされている。住民福祉の内容としては、「憲法」第25条の生存権、第13条の幸福追求権から、生存の最低条件である生活環境の確保、そして、人間らしく生活するために必要なより快適で良好な環境の保全と創造を挙げることができる（北村,2001,p.8-9）。自治体は、住民福祉の増進のために地域における環境保全施策を推進する主体である。さらに自治体は、「環境基本法」第7条において「…区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている。自治体は環境保全施策を推進し、地域の環境保全に努める環境責任を有している。

(2) 環境保全施策に関するアカウンタビリティ

行政施策には、行財政改革の推進という見地等から、その効率性・有効性についての評価とその結果についての公開が求められるようになってきている。例えば、「政策評価法」のガイドライン（政策評価各府省連絡会議、2001）は、政策評価の目的の第一番目として国民に対する行政のアカウンタビリティの徹底を挙げている。また、国民の行政情報公開への意識の高揚等を受けて成立した、国民の行政文書の開示を求める権利を定めた「情報公開法」は、その目的規定の中で、情報公開は行政の国民に対するアカウンタビリティを全うするものであるとしている²⁾。ここで述べられているアカウンタビリティは、国民主権の理念に則るものであるため、その対象者は納税者に限定されず、国民全体に及ぶことになる。もしアカウンタビリティを、税を介在とした行政と納税者との委託・預託関係に基づくものとした場合には、そこで説明される情報は貨幣的会計情報に限定されることになる。しかし、国民全体を対象者としたアカウンタビリティは、貨幣情報に限らず物量や叙述情報を含むものとなる。環境施策は行政施策の重要な一分野であるため、行政には環境施策に関する貨幣的、物量的、叙述的情報についてのアカウンタビリティがあると考えられよう³⁾。

(3) 自治体に環境会計を導入する必要性

行政組織である自治体は、地方財政の逼迫、地方分権による自主政策の必要性、及び住民の「知る権利」意識の高まり等から、講じた施策のフォローアップに関する情報公開を進めてきている。これを環境施策に限定して概観すると、多くの自治体が環境基本計画（「環境基本法」に則り、環境の保全に関する施策の総合的・計画的推進を図るための計画）や、ISO14001導入後の状況等についてのフォローアップを開示している（第2節参照）。

しかし、講じた環境施策によってもたらされた環境的効果とその施策の推進に要したコストを対比して捉え、環境保全施策全体についての効率性や有効性に関して経常的に評価する仕組みは、未だ十分に構築されているとは言えない。さらにまた、行った評価について住民に対して説明するツールは未発達である。ここに、自治体に環境会計を導入する必要性が生じる。

(4) 自治体の環境保全コストと企業にとっての外部コスト

自治体の環境会計を検討することは、企業にとって外部コストとなっている部分を考察することにもつながると考えられるため、企業の環境保全活動との関連で見た場合にも、自治体の環境会計の構築は有用と考えられよう。環境破壊が進んでいる原因の一つに、自然資源の多くが無償で利用されていることが挙げられる。自然資源が正当な対価を支払わずに利用できる場合、その資源は無計画に必要以上に費消されることになる。また、環境汚染を行っても、その浄化費用が不用であるか、あるいは過少である場合、汚染は無計画に進むことになるであろう。自然環境を汚染者の経済計算の中に取り込む、すなわち外部コストとなっている部分を適切に内部化することは環境保全のために有益である。

現在、環境に関して、企業にとっての外部経済となっている部分のうち一定部分は官によっ

て、すなわち税金によって賄われている。この部分は企業にとっての外部コストに当たるため無計画に費消されて環境劣化をもたらす可能性がある部分である。行政の財政悪化による補助金の見直し、環境規制の強化、汚染者負担の原則の厳格化等により企業が負担する環境保全コストは増大する傾向にある。すなわち、企業にとっての外部コストの内部化が進められる方向にある。ガイドラインは社会的コストを除外しているが（環境省,2002a,p.7）、自治体の環境会計は企業にとっての外部コストである社会的コストについて検討することにつながるものであり、企業にとっての外部コストの内部化についての見通しに寄与するものとも言えよう。

第2節 自治体における環境会計の現状

2002年5月に行った「自治体における環境会計に関するアンケート調査」（以下、「環境会計調査」という）（石津,2003,pp.231-243）及びその後のフォローアップ調査によれば⁴⁾、環境会計導入済みが15、導入検討中が10、研究・情報収集中が15、未検討が14、導入予定なしが5であった。これらのうち主なものを順に概観してみよう。

(1) 環境会計の導入・検討状況別に見た調査結果の概要

①環境会計導入済み（15ケース）の状況

環境会計導入済みのケースは15あり（岩手県、神奈川県横須賀市、東京都多摩市、福井県鯖江市、東京都水道局、東京都下水道局、埼玉県企業局（電気事業）、千葉県水道局、神奈川県企業庁（水道事業、電気事業）、京都府企業局（水道事業）、大阪府水道部、神奈川県横浜市水道局、神奈川県横浜市下水道局、名古屋市上下水道局、福岡市水道局）、そのうちの11（73%）は特別会計が用いられている公営企業分野である。

企業の環境会計と同様、自治体の環境会計の導入の目的としては、環境経営管理に利用する等といった内部管理機能と、住民への情報開示ツールとして利用する等といった外部報告機能とを挙げる場合がほとんどである。アカウントビリティの履行であることを明言しているのは3ケースあり、また、環境基本計画の管理・推進や、ISO14001の効果的運用に役立てるとするケースがそれぞれ1つずつある。

環境会計のタイプとしては、ガイドラインに準拠したタイプ（以下、ガイドライン準拠型という）、ガイドラインとは異なるタイプ（以下、自治体独自型という）、ガイドライン準拠型と自治体独自型の2つを併記したタイプ（以下、併用型という）とがある。これら3つのタイプについては次節で更に検討することとする。

情報内容としては、すべてのケースが効果を貨幣と物量の両方で表しており、また、貨幣的效果の算出に当たってはすべてのケースでエネルギー節約のような実質的なものを挙げている。さらにこの他、横須賀市や岩手県のように効果に仮定的計算に基づくものを含んでいる例がある。例えば、横須賀市では自然資源の評価に住民の支払い意志額に基づく仮想評価法（CVM）

(例えば、水環境についての一人当たり支払い意志額は4,029円)(横須賀市,2002,p31-33)等、岩手県ではCO₂の削減量について排出権取引価格(例えば、デンマークの取引制度で設定されている金額に基づき520円/t-CO₂)(岩手県,2002,p.16)等を用いた貨幣換算の手法を用いている。なお、コスト情報に決算数値を用いているのは10ケースであり、予算数値を用いているのは5ケースとなっている。予算数値を用いているのは水道事業である。

②導入検討中(10ケース)の状況

環境会計の導入を検討している対象分野としては、全事業部門とするケースが4、公営事業部門とするケースが2、及びISO取得サイトに導入するケースが1等となっている。構築しようとしている環境会計のタイプとしては、ガイドライン準拠型が2ケース、ガイドラインに独自性を加味するが3ケース等となっている。情報内容については、貨幣的効果の算出にあたってはエネルギー節約のような実質的なものを挙げるケースのみであり、仮定的計算をしようという方向での検討を行っているところはない。

環境会計の導入・更なる改善のために必要なこととしては、自治体環境会計マニュアルの作成が最も多く、次いで先導的自治体の事例紹介、環境部門と財務部門との連携、導入の効果の明確化が挙げられた。自治体環境会計マニュアルの作成を求める意見が多いということは、既存のガイドラインが自治体の環境会計には不都合な点があると認識されていることの証左であろう。また、「アンケート」の自由記述欄では、効果についての貨幣換算の手法の確立の必要性や、確立されれば環境会計は行政施策における有力なツールになるといった意見が多く見られた。

③未検討・導入不要(14ケース)の状況

環境会計を導入・検討しないとするケースでは、その理由(複数回答)として「コストや効果を算出するノウハウが無い」を挙げるケースがトップで8ケースとなっている。環境省の調査によれば、上場企業で環境会計を導入していない企業の「導入していない理由」は、やはり「集計方法が不明」とする割合が最も高く46.3%となっている(環境省,2002,p.73)。

また、理由として「導入にコストがかかるから」を挙げるケースも同じくトップで8ケースとなっている。導入コストを導入済みのケースで見ると、金額的には最高10,024千円~最低4,500千円、人員的には最大16名のプロジェクト~最少5名のプロジェクト、時間・期間的には最長1カ年~最短6ヶ月となっている。これらのコストは、導入時と継続期とは異なるうし、また、既存の施策との調整方法や構築しようとする環境会計のタイプ、及び外部コンサルタントの関与状況等によって大きく異なると考えられる。いずれにしても、コスト低減には、先例の積み重ねと導入済みケースの情報公開が有用であろう。

(2) 環境基本計画やISO14001のフォローアップとの関係

先に述べたように、自治体では既に環境基本計画に沿った施策を行い、そのフォローアップを行うシステムを持っている。同計画はその進捗状況の点検及び計画の見直し(5年毎)を行

うこととなっている(環境省,2001,p.139)。また、ISO14001を認証取得した場合にそのフォローアップを公表している自治体も多い。つまり、環境会計には内部機能と外部機能という2つの機能があるが、自治体には既に環境施策についての内部機能と外部機能を持つシステムが存在している。そこで、環境会計を既存の環境施策やそのフォローアップとどのように調和させるか、また、既存のフォローアップにないどのような機能を新たに付加することができるかを明確にする必要が生じる。このため、「環境会計調査」では、環境基本計画やISO14001のフォローアップ、及びさらに行政評価と環境会計との関連についての設問を設けた。

環境基本計画については既作成(44自治体)のうち77.3%がフォローアップを公表している。効果に関する情報内容としては52.3%が排出量を物量表示し、4.5%が可能なものは貨幣換算している(複数回答)。ISO14001については既認証取得(40自治体)のうち85.0%がフォローアップを公表している。効果に関する情報内容としては90.0%が排出量を物量表示し、30.0%が可能なものは貨幣換算している(複数回答)。この他、行政評価については導入済(34自治体)のうち77.3%がフォローアップを公表している。効果に関する情報内容としては38.2%が排出量を物量表示し、2.9%が可能なものは貨幣換算している(複数回答)。また、評価項目に環境関連事項がないとする自治体が55.7%にもなっており、半数以上の自治体において行政評価は環境保全施策の評価システムとはなっていない。

なお、いずれのシステムにおいても、環境会計のように環境保全コスト、環境保全効果、及び経済的效果を比較考量できるようにはなっていない。また、環境関連予算の把握・集計状況については、32.7%が全予算から独立集計できるとし、38.9%が環境関連部局のものについて集計できる(複数回答)としている。

第3節 自治体独自型の環境会計

(1) 導入されている環境会計のタイプ

企業では、環境会計の導入に当たって68.9%がガイドラインに準拠しているが(八木,2002,p.132)、自治体では、「環境会計調査」及びその後の調査から明らかになったように、ガイドライン準拠型の他に、自治体独自型、及び併用型がある(表①参照)。

すでに導入された自治体の環境会計のタイプを見ると、どういった型の環境会計を導入するかは、会計区分と事業の性質を視点として決まってくると考えられる。まず、会計区分の視点から考えてみよう。自治体の会計には特別会計と一般会計とがあり、特別会計を用いている公営事業分野では企業会計の手法が用いられている。また例えば、水道局事業であれば、利用者が直接支出する利用料(対価)によって事業が行われる点に企業との類似性がある。これに対して一般会計分野では、企業会計とは異なる予算・決算方式が用いられており、また、事業コストは税を収入源とする一般会計予算で手当てされて支出されるが、納税者である住民は環境

表① 自治体の環境会計の3タイプ

	具体的自治体（組織）名	会計区分
ガイドライン準拠型	東京都水道局、大阪府水道局、京都府企業局、神奈川県企業庁、埼玉県企業局、横浜市水道局、千葉県水道局、名古屋市上下水道局、福岡市水道局	特別会計分野（公営企業等）
併用型(ガイドライン準拠+自治体独自)	東京都下水道局、横浜市下水道局、横須賀市（水道局除く）、岩手県（ISO14001対象サイト等）	特別会計分野（公営企業等） 一般会計分野
自治体独自型	多摩市（環境部のみ、上下水道除く）、鯖江市	一般会計分野

（注）ここでいう自治体独自型とは、ガイドラインに準拠せず、事業項目に沿って構築されているものを指す。独自型という一定の型があるのではない。

施策の直接的対価として税を納めるわけではなく、コスト負担とコスト利用が直接的に対応していない。これらは企業会計とは大きく異なる点である。自治体の環境会計は、企業会計との類似性から、ガイドライン準拠型は特別会計分野（公営企業等）において、自治体独自型は一般会計分野において、それぞれ用いられていると考えられる（表①参照）。

次に、環境会計のタイプを事業の性質の視点から考えてみよう。自治体と企業とでは、事業体としての存在目的を異にする。私企業の本来的目的は経済的利益の追求にあり、自治体の目的は住民福祉の増進としての環境保全にある。環境保全そのものが事業の目的かどうかという点において、企業と自治体とは異なっている。企業は主に、企業の営利目的の範囲で環境保全対策を講じている⁵⁾。そして、企業自身が事業活動の過程で引き起こした環境負荷の低減、つまり「自らが原因者」である環境へのマイナスの影響について、その削減等のために環境保全対策を行う。例えば、工場における有害物質の排出量削減等が該当する。そして企業は、「自らが原因者」であるゆえに、環境保全対策を自己のコントロール下で行うことができる。

一方、自治体は本来業務として環境保全施策を講じ、地域の環境保全に努めている。地域の環境保全のためには、まず、企業と同様に「自らが原因者」となって生じさせている環境へのマイナスの影響への対策を行う必要がある（以下、この部分を「環境対策」部分という）。例えば、市庁舎であれば庁舎の廃棄物対策や、下水道事業であれば汚水処理場での処理過程における環境負荷排出などがこれに該当する。「環境対策」部分は、自治体自らが環境汚染の原因者であり、環境保全対策を自己のコントロール下で行うことができる、という意味において企業と性質が類似していると捉えられよう。しかし、自治体の環境問題への対応は「自らが原因者」である場合に限るものではない。むしろ、「他者が原因者」だが、地域の環境保全のために自ら施策を推進する（以下、この部分を「環境施策」部分という）ことのほうが自治体にとっての主要な事業活動ともいえよう。例えば、下水道事業における河川の浄化施策について考えてみると、河川の水質汚濁の原因は工場や家庭からの排水であり、汚染者は自治体ではない。しか

し、その水質保全施策は自治体が行うことになる。この場合、環境施策には自己が直接的にコントロールできず、原因者（工場や家庭等）に対策を促す側面支援の事業をも含むことになる。つまり、「環境施策」部分は、自らが環境に与えたマイナスの影響のみに責任を持ち、自己のコントロール下で環境保全対策を行う企業の環境保全対策とは大きく異なる。

併用型は「自らが原因者」かつ「他者が原因者」という、事業の性質に着目して、事業の性質によってガイドライン準拠型と自治体独自型を使い分けて、2つのタイプを併記している。つまり、「環境対策」部分（例えば市庁舎の省エネ）にはガイドライン準拠型、「環境施策」部分（例えば地域の廃棄物処理）には自治体独自型を用いて併記している。なお、特別会計分野には、ガイドライン準拠型と併用型とがあるが、前者は主に水道事業で、後者は下水道事業が導入している。これは、特別会計分野において、他に先駆けて環境会計を導入した東京都の水道局と下水道局が導入したタイプを他のケースが参考にしたためと考えられる。

ガイドライン準拠型は、例えば横浜市水道局の例に見られるように、水源涵養林によるCO₂吸収量を試算するなど（横浜市水道局,2002）、当該事業体に適用させるように工夫しながら、既に存在する一定の手法（ガイドライン）に沿って導入・構築が行われている。したがって、本稿では、まだ一定の手法が存在せず、自治体独自のものとして発展する可能性がある「保全施策」部分、すなわち自治体独自型の環境会計について、多摩市を例として検討してみよう。

(2) 自治体独自型の環境会計の事例－多摩市の環境会計－

多摩市の2001年版環境会計（多摩市環境部環境政策課,2002）は環境部（上下水道を除く）を適用範囲としたものである。環境会計導入の目的としては、「市の環境施策についての情報を市民と共有し、市民と市がコミュニケーションを図りつつ、協働して環境問題に取り組むために活用する」こととともに、「多摩市環境基本計画に沿った、市の環境施策の取り組み状況を管理し、それを的確に進めるために活用する」ことを挙げている。つまり、環境会計を既存の行政施策である環境基本計画の管理・推進のためのものと明確に位置付けているところに特徴があり、「環境施策」部分の環境会計の一つの方向性を示すものと考えられるので、検討してみよう（表②参照）。

多摩市では2001年から2010年までの環境基本計画を策定している（多摩市,2002）。ここでは、30年後を展望した「長期計画」と、10年後を目標とした「短期計画」が掲げられており、さらに目標達成度や進捗状況の管理のために「管理指標」が定められている。「長期計画」には、都市環境の保全、ごみの減量・資源の有効活用、健全な水環境の確保、パートナーシップづくり等の10項目が掲げられており、これらの項目は環境会計の「体系」と一致している（表②の「体系」欄参照）。また、管理指標は環境会計の「主要な目標」と一致している（同「主要な目標値」欄参照）。通常、環境基本計画のフォローアップは、管理指標達成状況の推移の検証（目標値の何%を達成したか等）によって行われる。多摩市では、これにさらに環境会計を採り入れることによって、本計画の推進にかかるコストとその効果（物量、貨幣、叙述）とを比較考量でき

表② 多摩市の環境会計（一部抜粋）

体系	主要な目標値	現状の達成値	平成12年度費用 千円(前年度)	事業内容・実績 (前年度)	主な成果
都市環境 の保全	1人当り公園面積 13㎡以上確保	11.3㎡	1,252,204 (973,472)	【事業内容】公園緑地の管理・整備。【事業実績】《公園管理》153公園 25緑地で160ha(同)、公園・花壇愛護会111団体、《整備事業》用地買収面積1,310㎡(766㎡)	安心・快適な公園緑地、愛護団体の増加。公園管理経費は減少したが、用地買収増により費用総体は増。管理に使用したCO2量は400t、公園緑地が吸収したCO2量は3,150t。
ごみの減 量・資源 の有効活 用	①ごみ排出量5%減、 ②再利用率31%増	27%	1,332,566 (1,209,015)	【事業内容】ごみ収集、資源化センター（ごみ収集拠点）の運営、ごみ減量等の啓発活動。 【事業実績】《資源化センター》資源処理量5,243t(2,960t)、《ごみ減量推進》集団回収(4,548t)、生ごみ処理機723件(215件)	資源収集量は昨年度より2,290t増の5,250t。資源化センターの稼働により費用総体は増加したがセンターのクリーン・エネルギー使用により259万円の費用節約。センター運営により360tのCO2を排出したが、資源回収量の増により新品のビン・缶製造より4,160tのCO2排出を抑制。

(注) 多摩市の『環境会計（試算）』総括表の一部を抜粋し要約作成（多摩市，2002）。

るフォローアップとしている。

また、多摩市の環境会計の特徴の一つとして、10年後の目標値とそれに対する現状の達成値を示している点が挙げられる。つまり、多摩市ではストック情報に留意した新しい手法を用いている。さらに、市の施策の重点の一つである「みどり対策」や「ごみ・資源対策」の効果をCO₂のイン・アウトによって捉えていることも特徴的である。このほか、多摩市ではごみ収集方法の変更に伴い増加した費用やごみの減量効果、ごみ減量による費用の削減等について、環境会計を用いて試算し、前年と比べてごみ収集-4,505t、焼却処理-3,677t、最終処分-1,052t経常経費の節約6,572千円と検証している。施策全体についての環境会計とは別に、必要に応じて特定の具体的事業について環境会計を用いた情報公開を行うことは、住民との相互理解の促進や、今後の施策に反映させようとする試みであり、環境会計の新しい利用方法と考えられる。

第4節 自治体独自型の環境会計の検討課題

(1) 地域全体の「環境力」向上のための環境会計

ガイドラインは営利企業、とりわけ製造業を念頭において構築されており⁶⁾、環境負荷の発生原因者である企業が、自ら排出した環境負荷についての対策を講じることが想定されている(自

自治体環境会計研究会,2001,p.4)。自らが原因者なのであれば排出物の把握が可能であり、それに対する対策も自己のコントロールの下に選択して行うことができる。この場合には、ガイドラインの環境コストの分類（事業エリア内コスト、上・下流コスト等）が適用可能となる。

しかし、先に述べたように「環境施策」部分は、他者が環境負荷発生原因者であり、その対策には原因者への対策支援や啓発といった側面的な部分が多い。ガイドラインで用いられている「直接的に環境への影響を管理できる領域」（環境省2002a,p.61）すなわち事業エリアの内側かどうかといった視点で環境保全施策を捉えることはできない。自治体の環境会計では、原因者かどうか、コントロールできるかどうかにかかわらず、地域の環境全体をプラスの方向に導く地域全体の「環境力」の向上という視点から捉えるべきであろう。そうであれば自治体の環境会計の機能としては、先に検討した内部機能と外部機能とに加えて、地域全体の「環境力」の向上、すなわち社会的機能を重視することが肝要であり、この機能を発揮できる環境会計を構築することが課題となる。

その一つの方法としては、地域全体の環境保全施策をまとめた環境基本計画と環境会計とをリンクさせることが考えられる。環境会計を環境基本計画のフォローアップとして構築しようとしている多摩市の例は、今後の「環境施策」部分における環境会計の構築のための一つの方向を示すものと考えられよう。また、環境会計を既存のシステムに組み込む形で導入することは、環境会計導入自体の費用対効果という面からも優れている。

(2) ストック情報の必要性

多摩市の環境会計巻末の「今後の課題」では、例えば、「公園緑地（160ha）の整備」に関して、緑地は長年の経費の産物であるため単年度に区切って考えることが難しいとしている。ガイドラインでは非償却資産を除外しているが、地域の環境保全を本業とする自治体の環境会計においては緑地保全も重要な「環境施策」であるため、除くことはできないだろう。また例えば、環境教育は消費者の購買行動に影響を与える等、地域の「環境力」を引き上げるのに重要な役割を果たすものであり、自治体の環境保全施策にとって大きな柱の一つである。しかし、環境教育にコストをかけた場合、その効果が現れるまでには大きなタイム・ラグがある。つまり、環境会計をフロー情報のみとして単年度で考えるのではなく、ストック情報として捉える必要があろう。

また現在、ガイドラインの環境コストの中には投資と費用、すなわちストック情報とフロー情報の両方が含まれているが、この中から投資部分をストック情報として別に捉えるよう検討しても良からう。ハウステンボスは、創立10年を記念して環境報告書を作成したが（ハウステンボス,2002）、その中で10年間の環境ストック会計を開示している。自治体の環境基本計画は5年ごとに見直すことになっているため、フロー情報は毎年作成するとして、例えばストック情報は5年ごとに作成し、基本計画見直しの際の資料と位置づけることも考えられて良からう。ピアーズ・レポートでは持続可能な発展にかかわる考え方として「将来の世代が相続すべき環

境資産は前世代が相続したものを下回ってはいけない」(David Pearce, Anil Markandya, Edward B. Barbier of the London Environmental Economics Center for the UK Department of the Environment, 1989, p.3) と述べている。世代間の環境保全にとって環境資産における世代間の均衡は重要な視点である。ストック環境会計は将来世代を見据えた環境施策を検討する際に有用なツールと考えられる。

(3) その他の課題

自治体の環境会計におけるコストと効果の対応を考えた場合、都道府県であれば都道府県が独自に負担するコストのみにより地域の環境保全がもたらされるのではなく、国からの補助金と、市町村への補助金による施策の推進によりもたらされる部分が少なくない。コストの財源と、トータルなコストからもたらされる環境保全効果との対応をどう整理するかは今後の課題である。鯖江市では、補助金部分をコストの内訳項目として別記する手法を用いている。これは、財源から見たコストと効果の対応という課題について考えるに当たって示唆を与えるものと言えよう(鯖江市, 2001)。

また、自治体では環境会計を、環境会計単独の独立パンフレットとして外部に公開している。しかし、環境会計の中身を判断するには、そこで表される数値情報がどういった施策の結果であるかを明確にする必要がある。このため、すでに多くの自治体が発行している環境報告書(白書)の中で、環境会計を環境保全施策の説明とともに開示するのは有用な方法であろう。

多摩市は、ISO14001の認証取得をせず、独自の環境管理システムを導入し、市民(環境保全審議会)による確認システムを構築している。また、環境会計を環境基本計画に沿って展開し、環境施策の取組状況の管理やその的確な推進に役立てる等、自治体に適した前向きな環境管理の向上に努めている。各自治体はそれぞれ自然環境や財政事情等が異なる。したがって、環境会計の導入に当たっては、各自治体の独自性が尊重されることは言うまでもない。しかし他方、「環境会計調査」によれば、環境会計の導入にとって必要なこととして自治体用のマニュアル作成を挙げるケースが最も多かった。地域全体の「環境力」の向上にとって環境会計が有力なツールであるのなら、その導入の促進のために自治体版環境会計ガイドラインが必要であろう。

- 1) 環境庁(現環境省)では、1999年に『環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン』の中間とりまとめを公表して以来、2002年現在まで毎年『環境会計システムの確立に向けて』を公表しており、『環境会計ガイドライン』と通称されている。
- 2) 自治体による一般への情報公開は、本来的には住民に対する地方自治体の行政責任に基づくというパブリック・アカウンタビリティの考え方があり(吉田, 1993, p.97)。
- 3) 自治体の環境会計、企業の環境会計を問わず環境会計成立の根拠を明らかにする必要がある。本稿では、アカウンタビリティに関して検討したが、さらに会計準則にさかのぼった本源的な理論の構築を必要とあろう(勝山, 1999, p.64~69)。
- 4) 「環境会計調査」は、全国70自治体(全都道府県、政令指定都市及びその他市町村(都道府県等から環

境会計に取り組んでいるとの情報を得たところ)) に対する環境会計についての調査である。全都道府県では回収率77.6%等である(石津,2003,pp.231-243)。調査後に環境会計を導入、あるいは導入が判明した自治体については、その時点で環境会計資料の入手、ヒヤリング等を行った。これに該当するのは埼玉県企業局、千葉県水道局、神奈川県企業庁、京都府企業局、横浜市水道局、同下水道局、名古屋市上下水道局、及び福岡市水道局である。

- 5) それとともに企業は、環境問題の重要性から、自らが招来した環境負荷に対する環境責任として環境保全対策を行うようになってきている
- 6) ガイドラインには、「(ガイドラインが対象とする) 企業等には、地方公共団体等の団体も含む」(環境省,2002) とあるが、これは主に公営企業の環境会計の場合に該当しよう。

参考文献

- 石津寿恵 (2003) 『持続可能な発展のための環境会計』白桃書房。
- 岩手県 (2002) 『岩手県環境会計』。
- 勝山進 (1999) 「環境会計の現状と課題」『JICPAジャーナル』,第11巻第12号,64-69頁。
- 環境省 (2001) 『環境基本計画－環境の世紀への道しるべー』,ぎょうせい。
- 環境省 (2002a) 『環境会計ガイドブック2002年版』。
- 環境省 (2002b) 『環境白書 (平成14年版)』,ぎょうせい。
- 環境省 (2002c) 『環境にやさしい企業行動調査－調査結果 (平成13年度)』。
- 北村喜宣 (2001) 『自治体環境行政法 (第二版)』,良書普及会。
- 鯖江市 (2001) 『鯖江市の環境会計』。
- 政策評価各府省連絡会議 (2001) 『政策評価に関する標準的ガイドライン』。
- 自治体環境会計研究会 (2001) 『自治体環境会計のフレームワーク』。
- 多摩市 (2002) 『多摩市環境基本計画 (平成13年度～平成22年度)』。
- 多摩市環境部環境政策課 (2002) 『多摩市環境会計 (試算)』。
- ハウステンボス (2002) 『1992-2001ハウステンボス環境会計報告書』。
- 八木裕之 「日本企業の環境会計の現状分析」『會計』,第161巻第1号,132頁。
- 横須賀市 (2002) 『横須賀市の環境会計－平成12年度決算における費用対効果ー』。
- 横浜市水道局 (2002) 『環境会計 (平成14年度予算版)』。
- 吉田寛 (1993) 『政府・地方自治体と公企業の会計』,森山書店,97頁。
- David Pearce, Anil Markandya, Edward B. Barbier of the London Environmental Economics Center for the UK Department of the Environment (1989) , *Blueprint for a Green Economy*, Earthcan.

(本研究は、文部科学省平成15年度科学研究費補助金(萌芽研究No.14653021)による成果の一部である。)